

免許状の再交付申請用説明書（個人申請用）

1 再交付の申請にあたって

- 「免許状の再交付」とは、所有している免許状を紛失又は破損した場合に、該当免許状の再交付を希望する場合に行う申請です。
- 北海道で授与を受けた免許状でない場合には、授与を受けた都府県の教育委員会に申請の可否や方法を確認してください。
- 免許状の氏名又は本籍地（都道府県名）を変更している場合は、同時に「免許状の書換」を申請してください。
- 再交付の対象は、「教育職員免許状」のみです。「更新講習修了確認証明書」や「修了確認期限延期証明書」は、再交付の対象とはなりません。
- 再交付の申請を受け付けてから、免許状を送付するまで2ヶ月程度を必要としています。
急ぎで、教育職員免許状を所有していることの証明を必要とする場合には、「教育職員免許状授与証明書」の交付申請を検討願います。

2 申請の提出先

- (1) 道内公立学校の正規教員が申請する場合は、次の点に留意のうえ、所属の教員免許事務担当の方へ提出してください。
- ・北海道収入証紙については、別添の「収入証紙貼付用紙」に貼付すること。
(札幌市の正規教員の場合、「教育職員免許状再交付申請書」の右上欄に重ならないよう貼ること)
 - ・免許状送付用封筒は不要であること。

(2) 道内公立学校の正規教員以外の方による申請書類の送付先

<送付先> 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁教職員局教職員課人事制度・免許係
電話番号：011-231-4111（内線 35-221）

3 提出を要する書類

申請書類名	摘 要
教育職員免許状再交付申請書	○別記第10号様式 ○紛失した免許状の授与番号、授与年月が不明の場合 「再交付する免許状」の備考欄に“卒業学校名”“卒業年月日”等、参考になる事柄を必ず記載してください。
破損した免許状	○免許状を破損した場合
紛失理由書	○免許状を紛失した場合・・・1部（様式任意） 紛失の事実があいまいでなく、その具体的状況及び「今後の保管にあたっては十分に注意する旨」を記載してください。
手数料 「北海道収入証紙」 再交付枚数×1,100円	○再交付の免許状1枚につき1,100円 再交付枚数の相当額の北海道収入証紙を「教育職員免許状再交付申請書」の右上欄に重ならないように貼ってください。 〔道内公立学校の正規教員（札幌市の正規教員を除く）が申請する場合は、別添の「収入証紙貼付用紙」に貼付してください。〕

免許状送付用封筒 <140 円分切手貼付>	○A 4 サイズが折らずに入る封筒（角 2 型）に、免許状の送付先の郵便番号、住所及び氏名を正確に記入してください。なお、書類に不備等がある場合には、返送用の封筒とさせていただきます。（道内公立学校の正規教員の場合は不要。） ○免許状が 4～7 枚の場合は 210 円分の切手を貼付してください。
(例) 複数の免許状紛失で再交付する場合の申請書類 ・「再交付枚数相当額の北海道収入証紙を貼った教育職員免許状再交付申請書（1 部）」 ・「紛失理由書（1 部）」	

※これらの書類は、あくまで一般的な事例において必要とする書類であり、当課へ申請書類を提出後、改めて追加で書類を求める場合もありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

4 留意事項

- (1) 氏名欄は、戸籍上の字体により正確に記入してください。外国籍の場合は、在留カードに記載の氏名を記入してください。
 なお、免許状は標準字体により授与します（例 高→高、崎→崎）。
- (2) 申請書類を受理してから、免許状を送付するまで2ヶ月程度を必要としています。その間に住所・氏名が変わる場合は、連絡してください。（連絡先は上記2（2）の <送付先> 参照）
- (3) 大学新卒者の一括申請事務のため、2月16日から3月24日までの期間は申請を受付しておりません。
 この期間に郵送により提出のあった申請書類のうち各書類が整備されているものは保管し、3月25日以降に受理を予定しています。
- (4) 北海道収入証紙は道内の銀行、農協等で取り扱っています。
 購入できない地域の方についてのみ、相当額の現金又は郵便小為替を**書留**で送付してください。
 （北海道以外の収入証紙、郵便切手は使用できません）
- (5) **様式の2枚目に、平成21年3月31日以前に教員免許を授与された旧免許状所持者で、その修了確認期限を経過している方に対し、修了確認期限の日における在職状況を記入していただく項目があります。該当される場合には、必ず記入をお願いします。**